

5 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

ステップ①：女性の活躍の状況把握を行い、自社の女性の活躍に向けた課題を分析

ステップ②：数値目標と取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等と、活躍状況の公表

ステップ③：行動計画期間内に「取組目標」を達成 → 「**加速化Aコース**」の申請

ステップ④：③から3年以内に「数値目標」を達成、達成状況を公表 → 「**加速化Nコース**」の申請



(支給額：各コース1企業1回限り)	中小企業 ^(注1)	中小企業以外
【加速化Aコース】※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—
【加速化Nコース】※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率が基準値以上 ^(注2) に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

(注1) 中小企業：本コースでは産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます。

(注2) 中小企業は15%以上となった場合に支給額を加算します。中小企業以外は産業平均値の1.3倍以上となったことが必要です。

*達成状況を客観的資料で確認できない目標、適切な課題分析に基づかない目標、数値目標の達成に直接関連しない取組等は助成対象となりません。
※助成対象となる取組目標は、事業主が主体的に実行する取組に限ります（従業員が行う自己啓発への補助等は対象となりません）。

支給対象となる数値目標と取組目標の例

目標の区分	数値目標の例	取組目標の例
女性の積極採用に関する目標	・女性が少ない職種の採用人数を●人以上増加させ、かつ女性の採用割合も●%以上引き上げる	・女性の少ない職種に女子学生の応募が得られるよう、大学等と連携して女子学生向けのセミナー等を実施
女性の配置・育成・教育訓練に関する目標	・ある雇用管理区分（女性の少ない職種等）で、女性の比率を●%まで引き上げる	・女性の少ない職種への女性の配置転換を可能とする研修の実施 ・女性の体力・体格等に配慮した安全具や設備・機器等の導入等
女性の積極登用・評価・昇進に関する目標	・管理職の女性比率を●%以上とする ・課長級の女性管理職を●人増加させる	・管理職を目指す女性社員を対象としたセミナーの実施 ・管理職候補の女性向けのメンター制度等の導入、実施
多様なキャリアコースに関する目標	・一般職から総合職に転換する女性を●人以上増加させる	・一般職から総合職への転換制度の構築、実施 ・総合職へのコース転換を目指す女性社員向けのセミナーの実施

ご注意ください！

本助成金については、ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

厚生労働省HPに掲載の「支給要領」または『支給申請の手引き』を必ずご参照ください。

◎詳しい支給の要件や手続、生産性要件、その他ご不明な点については、
厚生労働省HPをご覧いただきか、最寄りの都道府県労働局へお尋ねください。

◆ インターネットでの検索 →

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



【参考】中小企業の範囲

中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。ただし、**女性活躍加速化コース**は、**産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業**をいいます。

小売業（飲食業含む）	資本額又は出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本額又は出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本額又は出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本額又は出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

事業主の皆さまへ

平成30年度 両立支援等助成金のご案内

誰もが活躍できる“職場づくり”のために、以下の取組を支援します!!

職業生活と家庭生活の両立支援

女性活躍推進

男性の育児休暇取得を促進！

仕事と介護の両立支援！

仕事と育児の両立支援！

育児・介護等による離職者の再雇用！

女性の活躍を推進！

事業所内に保育施設を！

1 出生時両立支援コース

2 介護離職防止支援コース

3 育児休業等支援コース

4 再雇用者評価待遇コース

5 女性活躍加速化コース

- 事業所内保育施設コース*

*「事業所内保育施設コース」は、平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業（内閣府）による助成制度の活用をご検討ください。

1 出生時両立支援コース

男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に、下表の額を支給します。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
② 2人目以降の育休取得	a 育休 5日以上：14.25万円<18万円> b 育休14日以上：23.75万円<30万円> c 育休1ヶ月以上：33.25万円<42万円>	a 育休14日以上：14.25万円<18万円> b 育休1ヶ月以上：23.75万円<30万円> c 育休2ヶ月以上：33.25万円<42万円>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。中小企業の範囲は最終ページをご覧ください。

※ 生産性要件や、1企業あたりの支給回数など詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください(最終ページ参照)。

おもな要件

①② 男性労働者の育休取得

- 男性が育児休業を取得しやすい職場づくりのため、★のような取組を行うこと。
- 男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得すること。

③ 育児目的休暇の導入・利用

- 子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる休暇制度を導入すること。
- 男性が育児目的休暇を取得しやすい職場づくりのため、★に準じた取組を行うこと。
- 上記の新たに導入した育児目的休暇制度を、男性が、子の出生前6週間または出生後8週間に合計して8日以上（中小企業は5日以上）取得すること。

★ 取組の例

- 子が生まれた男性に対して、管理職による育休取得の奨励を行う
- 管理職に対して、男性の育休取得についての研修を実施する
- など



